

○多気町移住定住促進補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多気町(以下「本町」という。)への移住・定住の促進と人口の減少を抑制し地域の活性化を図るため、本町の区域内に定住するために住宅の新築若しくは中古住宅を購入し、又は中古住宅を購入しリフォーム工事した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、多気町補助金等交付規則(平成18年多気町規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住することを目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等を有している一戸建ての建築物をいう。
- (2) 中古住宅 過去において、個人の生活を目的とし、居住の用に供されたことのある住宅(多気町空き家情報登録制度実施要綱(平成27年多気町告示第46号)の規定により登録された空き家を含む。)をいう。
- (3) 新築 住居することを目的として、本町の区域内に新たに住宅を建築することをいう。
- (4) 住所を有する者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 転入 住民基本台帳法の規定に基づき、本町の区域内に住所を定めることをいう。
- (6) 転出 住民基本台帳法の規定に基づき、本町の区域外に住所を移すことをいう。
- (7) Uターン 出生時から10年以上継続して本町の区域内に住所を有する者が転出し3年以上経過した後、再び本町に転入し住所を有する者となることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 補助金の交付を申請した日において、20歳以上45歳未満、かつ、配偶者のある者又はひとり親である者であること。
- (2) 補助金の交付を申請した日において、本町の区域外に3年以上住所を有する者(補助

対象者と同一の世帯に属する者全員を含む。以下この号、第5号、第6号及び第8号において同じ。)、若しくは本町の区域外に3年以上住所を有する者で、かつ、本町の区域内に転入し住所を有する者となつてから2年以内のものであること、又は本町の区域内に10年以上継続して住所を有する者であること。

- (3) 本町の区域内に住宅の新築、中古住宅の購入、又は中古住宅を購入しリフォーム工事をした者であること。ただし、リフォーム工事の場合は、所有者となつてから6ヶ月以内にリフォーム工事が完了したものに限る。
- (4) 住宅の所有者(不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定により、建物の権利に関する登記をした者。以下同じ。)であること。ただし、共有名義の場合は、持分が2分の1以上の者であること。
- (5) 当該住宅の所在地と同じ住所を有する者であること。
- (6) 補助金の交付を申請した日において、本町及び以前に住所を有していた市区町村の市町村税(市区町村民税、軽自動車税及び固定資産税をいう。)を滞納していない者であること。
- (7) 補助金の交付決定を受けた日以後、当該住宅に7年以上居住する意志のある者であること。
- (8) 多気町暴力団排除条例(平成23年多気町条例第4号)に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(消費税額を含まない。)に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、その全額を切り捨てた額)とする。ただし、各号とも補助金の額の上限は200万円(補助対象者が本町の区域内に10年以上継続して住所を有する者である場合は、100万円)とする。

- (1) 新築の場合 当該住宅に係る建物本体価格
 - (2) 中古住宅を購入した場合 当該住宅の購入に係る契約金額
 - (3) 中古住宅を購入しリフォーム工事した場合 当該住宅の購入に係る契約金額及びリフォーム工事に要した費用の合計額
- 2 補助対象者がUターンしたものである場合は、前項の補助金の額に30万円を加算する。
 - 3 補助対象者が、補助金の交付を申請した日以前の2年間に、多気町移住支援事業補助金交付要綱(令和元年多気町告示第182号)に規定する補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を前2項の補助金の額の合計額より減額する。

(補助金の申請の期間及び回数)

第5条 補助金の交付が申請できる期間は、第3条第3号に規定するリフォーム工事を完了した日、補助対象者が同条第4号に規定する所有者となった日、又は同条第5号に該当する場合となった日のいずれか遅い日から起算して3月後まで(以下「補助金交付申請期間」という。)とする。

2 補助金の交付が申請できる回数は、当該申請者につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、本町において事前相談を受けるものとする。

2 申請者は、前条第1項に規定する補助金交付申請期間内に、多気町移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び同一世帯全員の住民票(続柄が記載されたもので申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 申請者の戸籍謄本

(3) 誓約書(様式第1号の2及び様式第1号の3)

(4) 次に掲げるもの

ア 新築した場合は、建物建築に係る契約書の写し及び支払ったことがわかる領収書又は銀行振込用紙控えの写し

イ 中古住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び支払ったことがわかる領収書又は銀行振込用紙控えの写し

ウ 中古住宅を購入しリフォーム工事をした場合は、売買契約書の写し、リフォーム工事契約書の写し及び支払ったことがわかる領収書又は銀行振込用紙控えの写し並びにリフォーム箇所の工事施工前と施行後の写真

(5) 対象の建物及び土地の登記事項証明書の写し

(6) 補助金の振込先口座が確認できる書類

(7) 戸籍の附票

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査する。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、外部機関に意見を求めることができる。

2 町長は、前項の審査の結果、当該申請を適当と認める場合は、補助金の交付決定及び額

の確定を行い、多気町移住定住促進補助金決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の審査の結果、当該申請を不相当と認める場合は、その理由を付して、多気町移住定住促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、速やかに多気町移住定住促進補助金交付請求書(様式第4号)を提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、災害、病気等のやむ得ない事情があるものとして、町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 受給者が虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- (2) 第3条第7号の規定又は同号に規定する期間内に当該住宅の取り壊し、第3者に賃貸若しくは売却をした場合
- (3) 第3条第8号の規定に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、受給者に対して補助金の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、多気町移住定住促進補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により、受給者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、受給者並びに受給者及び同一世帯全員の就業先事業所に対して報告を求め、又は職員を派遣して当該住宅及び当該就業先事業所に立ち入り調査を行うことができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度においては、第5条第1項に規定する補助金交付申請期間の初日が令和3年4月1日以後に限り、補助金の交付の申請ができるものとする。

附 則(令和4年3月22日告示第198号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度においては、第5条第1項に規定する補助金交付申請期間の初日が令和4年4月1日以降に限り、補助金の交付の申請ができるものとする。

様式第1号(第6条関係)

多気町移住定住促進補助金交付申請書

多気町長 あて 申請人 住 所 _____

 氏 名 _____
 電話番号 _____

多気町移住定住促進補助金の交付を受けたいので、多気町移住定住促進補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、当該補助金の交付決定のため、町が私及び世帯構成員の住民基本台帳及び、市町村民税納付状況に関する調査を行うことに承諾するとともに、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して7年以上申請住宅に居住する意思を有することを、ここに宣言致します。

記

住宅の所在地	多気郡多気町		
世帯構成 (※申請者を含む)	氏 名	年 齢	申請者との続柄
転入・転居年月日	年	月	日
居住開始年月日	年	月	日
申請内容	<input type="checkbox"/> 移住者・転出者向け		<input type="checkbox"/> 在住者向け
	<input type="checkbox"/> 新築		
	<input type="checkbox"/> 中古住宅		
	<input type="checkbox"/> 中古住宅(空き家バンクも含む)を購入し、リフォーム		
	多気町へのUターン (移住者・転出者向けのみ)		<input type="checkbox"/> 該当
			<input type="checkbox"/> 該当しない
	空き家情報登録制度		<input type="checkbox"/> 該当
		<input type="checkbox"/> 該当しない	
移住支援事業補助金		<input type="checkbox"/> 該当	
		<input type="checkbox"/> 該当しない	
補助対象事業費(建物・工事価格)	円		
交付申請額	円		
建築、販売を行った業者	所在地(住所)		
	業者名(氏名)		

様式第1号の2（第6条関係）

誓約書

年 月 日

多気町長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

多気町移住定住促進補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 補助金の交付決定通知があった日から7年以上継続して申請住宅に居住します。
- 2 補助金の交付決定通知があった日から7年を経過する前に申請住宅を取り壊すこと又は売却、賃貸等を行いません。
- 3 多気町が住民基本台帳等で上記1及び2の事項を満たしているか調査することについて同意します。
- 4 多気町移住定住促進補助金交付要綱を遵守し、要綱に違反し、又は事実と相違することがあったときは、多気町からの返還命令に応じ、交付を受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。
- 5 多気町移住定住促進補助金交付要綱第10条の規定に基づく返還ができない場合には、多気町が他の機関が保有する債務者の次の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - (1) 金融機関が保有する取引口座の有無及び取引状況等の情報
 - (2) 保険会社が有する保険加入状況、保険契約等の情報
 - (3) 勤務先が有する給料、報酬等の情報
 - (4) 年金支払い者が有する年金等の情報
 - (5) 賃貸物の借主、賃貸物件の管理をしている不動産管理会社、賃貸物件を紹介した不動産仲介業者等有する賃貸借契約内容、債務者の連絡先、転居先住所等の情報
 - (6) 課税に必要な情報、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく質問検査権により得た情報、各種交渉記録、文書送付先、生活保護費の受給記録、戸籍の情報その他地方公共団体（地方自治法（昭和24年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。）が保有する債務者の情報。
 - (7) その他関係諸機関が有する債権の回収に必要な情報。

以上

様式第1号の3（第6条関係）

誓約書

年 月 日

多気町長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

多気町移住定住促進補助金の申請に当たり、下記に表明し誓約します。

記

私は暴力団又はその関係者、その他反社会的勢力に該当しないことを表明します。

私は、補助金の交付のあった物件について、多気町暴力団排除条例（平成23年多気町条例第4号）に違反する行為を行いません。

以上について、違反した場合には、多気町が補助金の返還その他一切の措置をとることについて異議ありません。

以上

様式第2号（第7条関係）

多気町移住定住促進補助金決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

多気町長

多気町移住定住促進補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

促進補助金 円

備考

1 多気町は、多気町移住定住促進補助金要綱の規定に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の返還の請求をします。

- (1) 受給者が虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合。
- (2) 補助金の確定通知があった日から7年未満に転出又は、取り壊し、第三者に賃貸、売却をした場合。
- (3) 申請時に提出した誓約書の内容に相違があると認められた場合。

2 多気町は補助金等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第3号（第7条関係）

多気町移住定住促進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

多気町長

年 月 日付で申請のあった多気町移住定住促進補助金について、
下記の理由により不交付とします。

記

不交付理由

以上

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

多気町移住定住促進補助金交付請求書

多気町長 様

申請人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定 のあ
った多気町移住定住促進補助金(年度分)について、多気町移住定住促進補助金交付要綱
第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名			口座番号	銀行 信金 農協 その他	(支)店 出張所
預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>			
フリガナ					
口座名義人					

(注意)

※ 口座名義人は、申請者と同一としてください。

様式第5号(第10条関係)

第 号

年 月 日

多気町移住定住促進補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

様

多気町長

年 月 日付け 第 号で通知した補助金の交付決定については、次のとおり取り消します。

また、既に交付を受けている補助金について、次のとおり返還してください。

1	補助金交付年度		
2	交付金決定済額	円	
3	取り消しの根拠	多気町移住定住促進補助金交付要綱第10条1項	
4	取り消しの理由		
5	補助金の返還	多気町 第 号	
		この取り消しにより、すでに交付されている補助金について、次のとおり返還してください。 なお、期日までに納付されないときは、多気町延滞金徴収条例に基づき延滞金を納付しなければならない。	
		返還の根拠	多気町移住定住促進補助金交付要綱第10条2項
		返還金額	円
		返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による。		

様式第1号(第6条関係)

様式第1号の2(第6条関係)

様式第1号の3(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第10条関係)